第二十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。

一　この法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

二　この法人の職員

第三十条の見出し中「の構成」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおり」を「法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるもの」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

第三章第七節の節名を削る。

第三十一条中「財産目録」を「法第四十五条の三十四第一項第一号の財産目録」に改め、「当該会計年度末現在」の下に「（社会福祉法人の成立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の成立の日）」を加え、同条の前に次の章名を付する。

第四章　財産目録

第一号第一様式から第一号第三様式まで中「（第七条関係）」を「（第十七条第四項関係）」に改める。

第一号第四様式中「（第七条関係）」を「（第十七条第四項関係）」に改め、同様式勘定科目の項収入欄中「食費収入（一般）」を「食費収入（一般）／食費収入（特定）」に、「居住費収入（一般）」を「居住費収入（一般）／居住費収入（特定）」に、「補助金事業収入」を「補助金事業収入（公費）／補助金事業収入（一般）」に、「市町村特別事業収入」を「市町村特別事業収入（公費）／市町村特別事業収入（一般）」に、「受託事業収入」を「受託事業収入（公費）／受託事業収入（一般）」に、「入院診療収入」を「入院診療収入（公費）／入院診療収入（一般）」に、「外来診療収入」を「外来診療収入（公費）／外来診療収入（一般）」に、「訪問看護療養費収入」を「訪問看護療養費収入（公費）／訪問看護療養費収入（一般）」に改める。

第二号第一様式から第二号第三様式まで中「（第七条関係）」を「（第二十三条第四項関係）」に改める。

第二号第四様式中「（第七条関係）」を「（第二十三条第四項関係）」に改め、同様式勘定科目の項収益欄中「食費収益（一般）」を「食費収益（一般）／食費収益（特定）」に、「居住費収益（一般）」を「居住費収益（一般）／居住費収益（特定）」に、「補助金事業収益」を「補助金事業収益（公費）／補助金事業収益（一般）」に、「市町村特別事業収益」を「市町村特別事業収益（公費）／市町村特別事業収益（一般）」に、「受託事業収益」を「受託事業収益（公費）／受託事業収益（一般）」に、「入院診療収益」を「入院診療収益（公費）／入院診療収益（一般）」に、「外来診療収益」を「外来診療収益（公費）／外来診療収益（一般）」に、「訪問看護療養費収益」を「訪問看護療養費収益（公費）／訪問看護療養費収益（一般）」に改める。

第三号第一様式から第三号第四様式まで中「（第七条関係）」を「（第二十七条第四項関係）」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

事業活動による収入		
大　区　分	中　区　分	小　区　分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入
		利用者負担金収入（公費）
		利用者負担金収入（一般）
	居宅介護料収入（介護報酬収入／利用者負担金収入）	
		介護報酬収入
		介護予防報酬収入
		介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	地域密着型介護料収入（介護報酬収入／利用者負担金収入）	
		介護報酬収入
		介護予防報酬収入
		介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入
		介護予防支援介護料収入
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	事業費収入
		事業負担金収入（公費）
		事業負担金収入（一般）
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入
		居宅介護サービス利用料収入
		地域密着型介護サービス利用料収入
		食費収入（公費）